

厚生労働省「2019年賃金構造基本統計調査」のポイント

厚生労働省が毎年調査している「賃金構造基本統計調査」の2019年版が2020年3月31日に公表されましたので、以下に内容のポイントをご紹介します。

1. 調査の概要

全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、以下の概要で毎年実施。

調査時期	2019年6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については2018年1年間）について2019年7月に調査。
調査対象	全国78,482事業所
有効回答数および有効回答率	有効回答数53,867事業所（有効回答率68.6%）のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（47,148事業所）について集計。
調査対象事業所の抽出方法	全国の常用労働者5人以上の民営事業所及び10人以上の公営事業所から毎年無作為に抽出。
調査方式	郵送により調査票を配布・回収（一部は訪問回収）。

2. 調査結果のポイント（一部抜粋）

（1）一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金（月額）

①賃金の推移

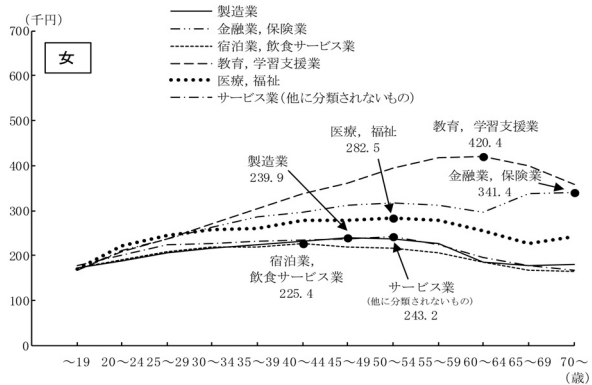
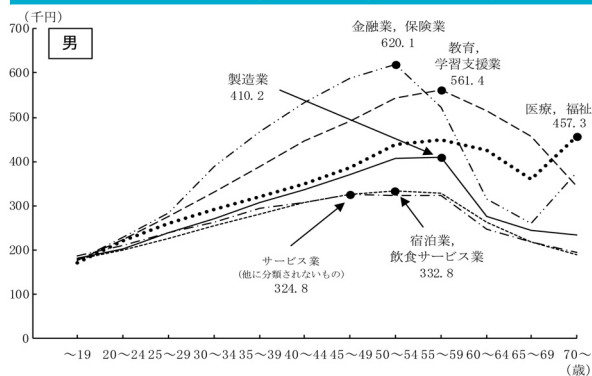
- 賃金は、男女計307.7千円（年齢43.1歳、勤続12.4年）、男性338.0千円（年齢43.8歳、勤続13.8年）、女性251.0千円（年齢41.8歳、勤続9.8年）。前年と比べると、男女計では0.5%増加、男性では0.1%増加、女性では1.4%増加となっており、男女計及び女性の賃金は過去最高となっている。
- 男女間賃金格差（男=100）は74.3（前年73.3）で、前年比1.0ポイントの縮小となっており、比較可能な1976年調査以降で過去最小。

②主な産業別にみた賃金

- 主な産業別に賃金をみると、男性では、「金融業、保険業」（461.7千円）が最も高く、次いで「教育、学習支援業」（451.9千円）となっており、「宿泊業、飲食サービス業」（278.7千円）が最も低くなっている。女性では、「教育、学習支援業」（317.1千円）が最も高く、次いで「情報通信業」（306.3千円）となっており、「宿泊業、飲食サービス業」（206.0千円）が最も低くなっている。

- 賃金カーブをみると、男性では、「金融業、保険業」は50～54歳で賃金がピークとなり、その後大きく下降している。また、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」は他の産業に比べ賃金カーブが緩やかとなっている。女性では、「教育、学習支援業」は、年齢階級が高くなるとともにおおむね賃金も上昇しているが、他の産業は賃金カーブが緩やかとなっている（図表1）。

図表1：主な産業、性、年齢階級別賃金



（資料出所）厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査の概要』をもとに当研究所にて作成

③都道府県別にみた賃金

- 都道府県別の賃金をみると、全国計（307.7千円）よりも賃金が高かったのは4都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（379.0千円）。
- 近畿地方では降順に、大阪府（332.2千円）、兵庫県（305.3千円）、奈良県（304.4千円）、京都府（301.0千円）、滋賀県（298.8千円）、和歌山県（278.5千円）となっている（図表2）。

図表2：都道府県別賃金（男女計）

順位	都道府県名	千円	順位	都道府県名	千円
1	東京都	379.0	26	和歌山県	278.5
2	神奈川県	341.1	38	鹿児島県	257.3
3	大阪府	332.2	39	鳥取県	251.6
4	愛知県	318.5	40	沖縄県	251.3
	全国計	307.7	41	長崎県	249.6
5	兵庫県	305.3	42	佐賀県	249.4
6	奈良県	304.4	43	岩手県	245.7
7	千葉県	303.1	44	山形県	245.3
8	埼玉県	301.7	45	秋田県	243.9
9	広島県	301.1	46	宮崎県	243.0
10	京都府	301.0	47	青森県	239.0
11	滋賀県	298.8			

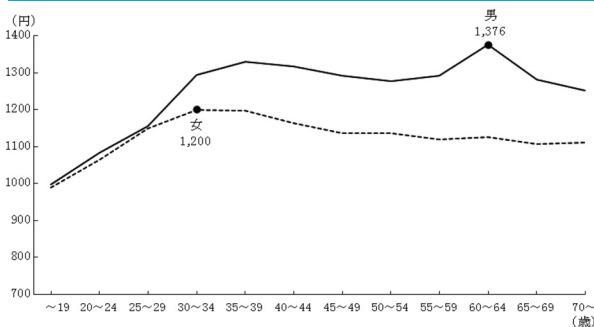
（注）全国上位・下位10位および近畿地方の都道府県を抜粋。

（資料出所）厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査の概要』をもとに当研究所にて作成

（2）短時間労働者の賃金

- 短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,148円（前年比1.8%増、年齢46.1歳、勤続6.0年）、男性1,207円（同1.5%増、年齢44.2歳、勤続5.3年）、女性1,127円（同2.0%増、年齢46.8歳、勤続6.2年）となっている。
- 男女別に、年齢階級別でみると、男性、女性ともに、20～24歳以降で1,000円を超えており、最も賃金が高い年齢階級は、男性では、60～64

図表3：短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



（資料出所）厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査の概要』をもとに当研究所にて作成

歳で1,376円、女性では、30～34歳で1,200円となっている（図表3）。

（3）外国人労働者の賃金（今回調査から集計開始）

- 一般労働者のうち外国人労働者の賃金は223.1千円（年齢33.4歳、勤続3.1年）で、在留資格区分別に見ると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）が324.3千円、身分に基づくものが244.6千円、技能実習が156.9千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）が214.9千円となっている（図表4）。

図表4：一般労働者の在留資格区分別賃金

在留資格区分	賃金 (千円)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	223.1	33.4	3.1
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	324.3	32.3	2.7
特定技能	—	—	—
身分に基づくもの	244.6	42.4	5.2
技能実習	156.9	26.7	1.5
留学（資格外活動）	—	—	—
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	214.9	30.1	2.2

（注）「身分に基づくもの」は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のこと。「その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）」は、文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動のこと。

（資料出所）厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査の概要』をもとに当研究所にて作成

- 短時間労働者のうち外国人労働者の1時間当たり賃金は1,068円（年齢29.1歳、勤続1.7年）で、在留資格区分別に見ると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）が1,882円、身分に基づくものが1,122円、技能実習が977円、留学（資格外活動）が1,026円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）が1,033円となっている（図表5）。

（吉村謙一）

図表5：短時間労働者の在留資格区分別賃金

在留資格区分	1時間当たり賃金 (千円)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	実労働日数 (日)	1日当たり所定内実労働時間数 (時間)
外国人労働者計	1,068	29.1	1.7	13.8	6.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	1,882	31.9	2.5	17.6	5.5
特定技能	—	—	—	—	—
身分に基づくもの	1,122	44.3	3.5	15.2	6.0
技能実習	977	25.5	1.3	19.4	7.3
留学（資格外活動）	1,026	24.3	1.2	12.8	6.3
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	1,033	29.5	1.0	15.2	6.4

（資料出所）厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査の概要』をもとに当研究所にて作成